

韓国海軍

レーダー照射事件の真相

元空将 織田 邦男

昨年十二月二十日、日本海の排他的経済水域内で、海上自衛隊P-1哨戒機が任務遂行中、韓国海軍駆逐艦「広開土大王艦」から複数回にわたって火器管制レーダーを照射された。火器管制レーダーは艦砲の照準やミサイルの誘導に使用されるものであり、レーダー照射は、いわば人のこ

めかみに銃を突きつけるようなものであり、非常に危険な行為である。韓国の有力紙も「同じことを韓国軍が自衛隊からされたら、もっと深刻な対応を取るだろう」と述べ、韓国軍なら即時攻撃するだろうとの識者談話を載せている。一見些細なことにも見えるが、こうい

ルの照準、火器管制レーダーの照射、魚雷発射管やその他の武器を他の艦船や航空機がいる方向に向けない」との項目がある。今回の韓国海軍に

よる火器管制レーダー照射は、明確なCUES違反である。法的拘束力がないとはいえ、韓国を含む二十一カ国によって合意された規範の意味



織田 邦男（おrita・くにお） 織田コン
サルタント代表、国家戦略研究所所長、東洋学園大学客員教授、日本戦略研究フォーラム政策提言委員。元空将。昭和二十七年生まれ。兵庫県明石市出身。四十九年、防

衛大学校卒業後、航空自衛隊入隊。五十二年、F4戦闘機操縦者として第六航空団（小松）に勤務。米スタンフォード大学客員研究員、第二航空団飛行群司令や航空支援集団司令官（イラク派遣航空部隊指揮官を兼務）などを経て平成二十一年に退職。同年から三菱重工防衛・宇宙ドメイン顧問に就任し、二十九年に退職。

本誌平成二十一年十一月号から二十七年二月号までペンネーム「宇佐静男」で『現代防人考』を寄稿。著作集・<http://aimings-high.web.fc2.com/archive.html>

う些細なことが戦争の発端になり得ることは、歴史が証明している。

国際社会は条約や規範を策定して、不測事態発生防止に努めてきた。国際海事機関（IMO: International Maritime Organization）によって制定された「国際海上衝突予防規則（COLREG: Convention On the International Regulations for Preventing Collisions at Sea）」や二十一カ国の海軍が合意した「海上衝突回避規範（CUES: Code for Unplanned Encounters at Sea）」がそうである。

CUESには「砲やミサイルは重い。事態を重く見た岩屋毅防衛大臣は翌二十一日、記者会見を開いて事件の内容を公表し、「極めて危険な行為だ」として韓国側に再発防止を強く求めた。

これまで日本は、再三にわたり事実を提示してきたが、韓国はその事実すら認めようとしなない。韓国メディアは「安倍晋三首相の支持率が下がっており、支持率挽回に向けて反韓感情を利用するため、韓国に強硬な姿勢を見せている」といった全く的外れな批評を流し、国防省は「謝罪するのは日本側だ」と韓国特有の「逆切れ」現象まで起

レーダー照射事件の主な動き

12月20日	自衛隊機P-1が石川県・能登半島沖の日本海で韓国海軍の駆逐艦に複数回火器管制レーダーを照射される（CUES違反行為）
21日	岩屋防衛相が会見で「極めて危険な行為だ」と批判、再発防止求める 韓国「北朝鮮船舶捜査のために火器管制レーダーを稼働させたが、日本哨戒機が入り込んできた」 防衛省「海面捜査用レーダーと違い、航空機に電波を当てる射撃管制用レーダーは、船の捜査に適していない」
24日	韓国側は光学カメラを使用した、「一切のレーダー電波放射はなかった」と主張 防衛省「収集したデータを基に発せられた電波を解析した結果、火器管制レーダー特有の電波を複数回照射されたことを確認」
28日	防衛省が、哨戒機が撮影した当時の映像を公開（動画内では哨戒機は駆逐艦との間に終始一定の距離と高度をとっていた）
1月4日	韓国国防省が反論動画を公開（動画内では『哨戒機が駆逐艦の真上を通過した』『日本側が主張する追跡レーダーの証拠があれば、実務協議で提示すれば良いでしょう』などと非難）
14日	防衛省がシンガポールでの実務者協議で韓国側に電波情報の交換を提案 韓国が電波情報の交換提案を「無礼」と拒否

論動画を公開した。その中で「日本の哨戒機に向けた火器管制レーダーの照射はなかった」と重ねて否定し、「日本の哨戒機が、人道主義的救助作戦中の艦艇に対し、非紳士

的な偵察活動を続け、救助作戦を妨害する深刻な威嚇行為をした」と論点をずらして「謝罪」を求めてきた。自分たちが反論できなくなると論点をずらし、相手に責任を転

嫁して被害者ぶるのは韓国の常套手段である。韓国の公開動画は最初の約十秒間は韓国側が撮った動画であるが、残り全ては防衛省が公開した動画を再利用している。違うのはいかにも勇壮なBGMを入れたところだけである。韓国の動画は「日本は人道主義的な救助作戦の妨害行為を謝罪し、事実歪曲を直ちに中断せよ！」から始まり、以下のコメントが入る。「当事者間の速やかな協議を通じて、相互の誤解を払しょくさせ、国防分野の協力関係発展を模索しようという趣旨で、実務映像会議を開催し

こす始末だ。韓国側の主張は日本側から事実を提示される度に揺れ動いてきた。

十二月二十一日、防衛大臣が事実関係を公表したところ、韓国国防省は二十二日に「遭難船舶の捜索の為にレーダーを運用したが、日本の哨戒機を追跡する目的で運用した事実はない」と主張した。その後、「北朝鮮船舶捜索のために火器管制レーダーを可動させたが、瞬間的に日本の哨戒機が入り込んできた」と述べている。しかし、火器管制レーダーを捜索に使用することはあり得ない。防衛省は「広い範囲を

遠くまで見渡すことのできる海面捜索用レーダーと違い、標的とする航空機に電波を当てる射撃管制用レーダーは、船の捜索に適していない」と指摘した。

二十四日になって韓国側は「一切のレーダー放射はなかった」と主張した。これに対し、防衛省が「照射を受けたことを示すデータが証拠として残っている」と述べたところ、一転、カメラは使用したものの「レーダーは照射していない」と反論してきた。カメラは火器管制レーダーに付属する光学カメラのことで、レーダーで捕捉した目標

を、確認（敵味方の識別）するためのものである。もし光学カメラだけを使用するのであれば、火器管制レーダーは止めているはずである。防衛省はこの発表に対して「事実関係の一部に誤認がある」と反論し、「収集したデータを基に当該駆逐艦から発せられた電波の周波数帯域や電波強度などを解析した結果、海自P-1が、火器管制レーダー特有の電波を、一定時間継続して複数回照射されたことを確認している」と述べている。「複数回」というのは「意図的」以外にあり得ない。

一月四日、韓国国防省は反

てから、わずか一日で日本側が映像資料を公開したことに ついて、深い憂慮と遺憾を表 明します。重ねて強調したよ うに、広開土大王艦は正常な 救助活動中だったほか、わが 軍が日本の哨戒機に対して、 追跡レーダー（STIR）を 運用しなかったという事実は 変わりません」

その後、「大韓民国海軍が 問う 日本の海上自衛隊の目 的は何か？」とテロップが流 れ、豆粒のような海自哨戒機 が右から左に海上を飛行する 場面が流れる。

この映像を拡大すると海自 哨戒機の飛行高度が概ね推定 できる。

十メートルは、自衛隊観閲式 で飛ぶ観閲飛行とほぼ同高度 である。観閲飛行が「騒音と 振動を強く感じるほどに威嚇 的」とは聞いたことがない。 また、映像でも確認できる が、駆逐艦の直上は飛んでい ない。直上を飛ばせば映像は撮 れないし、艦の確認もできな い。これで威嚇飛行だと騒い でも、世の専門家を納得させ ることはできない。

仮に「威嚇」と感じたなら ば海自が実施したように、何 故、緊急周波数で海自哨戒機 に目的を問いかけなかったの か。まさにツッコミどころ満 載である。

次に「日本が国際法を順守

画像に見る飛行高度はP-1 哨戒機の全長の七、八倍で ある。全長は三八メートルな ので、高度は約二百五十メー トル（三十八×七〇二百六十 六）であろう。韓国が公開し た画像によって、高度が「低 すぎる」として非難している 百五十メートルという根拠を 自ら覆している。

続いて「日本の哨戒機は何 故、人道主義的な救助作戦の 現場で低空の威嚇飛行を行っ たのか？」とテロップが流れ 「日本の哨戒機は広開土大王 艦の百五十メートル上、距離 五百メートルまで接近、艦艇 の乗員らが騒音と振動を強く 感じるほどに威嚇的でした」

したと主張しているが果たし て事実だろうか？」とテロッ プが流れ、防衛省が「国際法 に基づいて安全な高度と距離 を保って活動した」という主 張に疑問を呈す。

そもそも軍用機は、国際民 間航空条約の適用外である。 この条約を準用した航空法に ついても、有事にあっては、 自衛隊機は適用除外になる。

国内法が及ばない公海上で あっても、平時には自衛隊は 航空法（＝国際法）を順守し て飛んでいる。今回も航空法 施行規則第七十四条にある 最低安全高度、「人又は家屋の ない地域及び広い水面の上空 にあっては、地上又は水上の

と出る。このテロップだけで も多くの疑問が湧く。

先ず、能登半島沖での「人道 主義的な救助作戦」なら何故、 日本の海上保安庁に連絡しな かったのか。公になると不都合なことでもあったのか。日 本近海に怪しげな艦船が出現 すれば、海自哨戒機が接近し て確認するのは当然である。

映像で見ると、高度は二 百五十メートル程度である。 百歩譲って韓国が主張する 「艦上五百メートル、距離 五百メートル」としても国際 標準であり、全く問題ない。

「艦艇の乗員らが騒音と振 動を強く感じるほどに威嚇的 でした」とあるが、約二百五

人又は物件から百五十メー トル以上の距離を保って飛行す ることのできる高度」を守っ て飛行しているわけである。

それを「国際民間航空条約 は軍用機に適用しないと明確 に規定しています」として、 「日本は国際法を恣意的に歪 曲して解釈しています」と主 張し、もっと低く飛べるのに 「国際法」を理由に低く飛ば ないのはおかしいと言わんば

かりである。韓国海軍も含め、 どの国の海軍も平時はこの 基準を準用して飛んでいる。 まさに支離滅裂であり、自分 の首を絞めている。

公海上でもあり、もっと低 く飛べる海自哨戒機が、航空

法の規定を朴訥(ぼくたく)に守って任務をしていく現状は称賛こそすれ非難されるいわれはない。

次に「広開土大王艦は日本の哨戒機に向かって射撃統制・追跡レーダー(STIR)を照射しませんでした」と再び主張する。そして「日本が公開した映像に日本の哨戒機はレーダー電波を感知したと主張しながらも、依然として広開土大王艦の周囲を飛行しました」と述べ、「もしも広開土大王艦が日本の哨戒機に向かって追跡レーダーを作動していれば、日本の哨戒機は直ちに回避行動をしなければならぬ」のに「再び接近する常識外の行動をみせまし

た」と海自を非難する。

防衛省の映像では海自哨戒機はレーダー照射を感知した後、艦砲の向いている方向を確認して安全を確かめた後、レーダー照射の目的を確認する無線交信を試みていた。

CUESには「他国船と予期せぬ遭遇をした場合、無線で行動目的を伝え合う」という規定があり、海自の行動はCUES通りである。レーダー照射を受けたなら立ち去るべしと言わんばかりの主張には、本来その意図があったのではと勘繰られても仕様がな

い。最後に「日本の哨戒機の通信内容は明確に聞こえません

でした」と述べ、海自の問い

かけに対して返答しなかったことを正当化する。「日本側が試みた通信は雑音がひどく、広開土大王艦ははっきりとは聞こえませんでした」として、広開土大王艦で受信されたとする通信音を流している。雑音は多いが、十分聞き取れる音声である。もし聞き取れなかったら、何故「Say Again (再送せよ)」と言わなかったのだろうか。

このように韓国側の反論動画は支離滅裂である。これでは茶の間の素人は騙せても、専門家は決して騙せない。映像の最後に「もしも日本側が主張する追跡レーダーの証拠

(電子波情報)があれば、両国間の実務協議で提示すれば良いでしょう」とまで述べる。

報道によるとシンガポールで行った実務者協議では、日本側が得た電波情報と韓国側の電波情報を交換しようと提案したところ、「日本は無礼だ」として拒否したという。自分で言っておきながら手のひら返しである。

それにしても韓国海軍はどうしてしまったのだろうか。筆者が現役の頃、政治がギクシャクしても自衛隊と韓国軍の関係は比較的まともであった。防衛交流も定期的に実施し、頻繁に意見も交換していた。だが今や韓国軍は大き

く変質してしまったようだ。

もはや、友好国の軍隊とは言えないことは確かだ。

最近、日本側から「大人の対応を」「落としどころを考

財団」の一方的解散、海自旭日旗の排除、元徴用工への賠償判決、そして今回の火器管制レーダー照射事件など、日韓関係はこれまでにない厳しい状況にある。すべて韓国側に原因がある。

だが、決して安易な決着を

一月十日、文在寅大統領は

してはならない。これまで事

年頭記者会見で、これに輪を

があるたびに、曖昧な決着を

かけたように当事者意識のな

い結果、日本に対しては何

い日本批判を行った。だがこ

をやってもいい、日本との間

れらは、日本のこれまでの毅

なら国際条約を破ってもいい

然とした姿勢の欠如が生み出

といった「反日無罪」的発想

したツケである。

を生んできた。

今回の曖昧決着は、ツケを

「従軍慰安婦和解・癒やし

更に肥大化させ、将来に大き

な禍根を残すことになりかね

ない。曖昧決着は禁物なので